（様式第８号）

要約筆記者派遣契約書

　聴覚障害者等とその他の者との意思疎通を支援するために、要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的として、　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ館長（以下「乙」という。）との間に次の契約を締結する。

（契約内容）

第１条　乙は、甲からの依頼に基づき、別紙「要約筆記者派遣決定通知書」（群馬県要約筆記者派遣事業実施要綱様式第５号）のとおり、要約筆記者を派遣するものとする。

（契約期間）

第２条　この契約による契約期間は、　年　月　日から　年　月　日までとする。

（派遣費用）

第３条　乙は、派遣実績に基づき、次の単価（群馬県要約筆記者派遣事業実施要綱第１８条に規定する単価）により算出した派遣費用を請求書により甲に請求し、甲は、乙に支払うものとする。

　　なお、派遣費用のうち、次の(1)及び(2)、(4)については、乙が派遣した要約筆記者に支払うものとする。

 (1) 派遣手当

　　　１時間以内　２，０００円

　　　１時間を超え１時間３０分以内　３，０００円

 　 １時間３０分を超え２時間以内　４，０００円

　　　２時間を超え２時間３０分以内　５，０００円

　　　２時間３０分を超え３時間以内　６，０００円

３時間を超え３時間３０分以内　７，０００円

３時間３０分を超え４時間以内　８，０００円

　　　以降３０分ごとに１,０００円増し。

報告書作成料５００円

　　　＊　活動時間は、通訳活動の実働時間（機材設置及び撤収を含む）とし、合理的理由により待ち合わせ及び打ち合わせを行った場合は、同時間を活動時間に含める。

　　　＊　通訳時間が午後５時から翌日の午前８時の間の場合、次の割増手当を支給。　　　　　(ｱ) 通訳時間が午後１０時から翌日の午前５時の間の場合　　派遣手当の５０％　　　　(ｲ) 上記以外の時間の場合　　派遣手当の２５％

　　　＊　①割増手当の対象となる時間帯とそれ以外の時間帯、または、②割増手当２５％の時間帯と同５０％の時間帯をまたがる時間帯については、当該時間帯（派遣手当の最小単位である３０分または１時間）のうち、区切りとなる時刻を堺に実際の通訳時間が多くの時間を占める時間帯の基準により算定。それぞれの時間帯の通訳時間が同じ場合は、割増手当の高い時間帯の基準により算定。

 （2）交通費

　　　１kmあたり３７円

　　　＊　自宅から派遣先までの移動に往復３時間以上を要する場合に、遠距離手当として２，０００円を支給。なお、移動時間は、１kmあたり２分として換算し算出。

 （3）事務費

 通訳者１人につき１，５００円

(4）パソコン持込使用料

要約筆記のために登録要約筆記者が所有するパソコンを要約筆記会場に持ち込んで

　　使用する場合、パソコン持込使用料として１日の派遣につき７０円を支給するものとする。

（キャンセル料）

第４条　乙は、要約筆記者派遣キャンセル申請書(要綱様式第９号の２)に基づき派遣のキャンセルがあり、かつ次の(1)から(3)に該当する場合は、所定の対象経費について要綱第１８条に規定する単価により算出した費用をキャンセル料として、請求書（別紙１）により、月毎に甲に請求し、甲は、乙に支払うものとする。

請求の際には、要約筆記者派遣キャンセル申請書(要綱様式第９号の２)及び要約筆記者派遣キャンセル確定通知書(要綱様式第７号の３)の写しを、さらに次の(3)の場合は併せて要約筆記活動報告書（要綱様式第１０号）を添付するものとする。

　　なお、キャンセル費用のうち、次の派遣手当１時間分、交通費、報告書作成料については、乙が派遣した要約筆記者に支払うものとする。

1. 派遣５営業日前の正午を過ぎてから派遣２営業日前の正午まで

事務費１，０００円

1. 派遣２営業日前の正午を過ぎてから派遣当日に被派遣者が自宅を出発するまで

事務費１，５００円、派遣手当１時間分

1. 被派遣者が自宅を出発したあと

事務費１，５００円、派遣手当１時間分、交通費、報告書作成料

２　前項の規定は、派遣２営業日前の正午を過ぎてからの時間変更や派遣人数の減の場合にも準用する。

（派遣費用の支払）

第５条　甲は請求書を受理した日から３０日以内に乙が別途指定する預金銀行口座に振り　込む方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

（遅延損害金）

第６条　甲が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、乙に対し、支払期日の翌　日から支払い済みに至るまで、法定利率の割合による遅延損害金を支払うものとする。

（変更）

第７条　この契約履行について、やむを得ない事情のあるときは、甲と乙協議のうえこの契約を変更することができる。

（守秘義務）

第８条 乙は、受託業務の履行にあたり、直接、間接に知り得た甲の業務の内容について、一切他人にもらしてはならない。

（個人情報の保護）

第９条　乙は、個人情報の保護に関して十分に配慮し、これを適正に取り扱わなければならない。

（解除）

第１０条　乙に次の行為があったときは、甲はこの契約を解除することができる。

　(1) 乙がこの契約に違反したとき。

　(2) 乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。

　(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

（信義則）

第１１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第１２条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両者押印のうえ、各自その１通を所有するものとする。

　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　甲

　　　 　　　 　 印

　　　　　　　　　　　　　乙 　　群馬県前橋市新前橋町１３－１２

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ

 　 　　　　　　　　　　　　　館　　長　　　　　　　　　　　　　 印